



長野県報

2月28日(月)
平成17年
(2005年)
第1638号

目次

規則

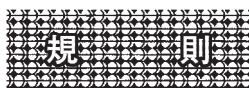
不動産登記法の施行等に伴う関係規則の整理に関する規則(情報公開課)	2
建築士法施行細則の一部を改正する規則(建築管理課)	3
金属くず商及び金属くず行商に関する条例施行規則等の一部を改正する規則(生活安全企画課)	3

告示

平成11年長野県告示第182号(環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令に基づく騒音に係る環境基準の類型及び地域の指定)の一部改正(地球環境課)	3
昭和50年長野県告示第97号(騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等指定)の一部改正(地球環境課)	4
昭和52年長野県告示第683号(振動規制法に基づく規制地域の指定)の一部改正(地球環境課)	4
昭和50年長野県告示第114号(悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準を指定)の一部改正(地球環境課)	4
平成6年長野県告示第130号(環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令に基づく新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型及び地域の指定)の一部改正(地球環境課)	5
車両制限令に基づく道路の指定(道路維持課)	5
車両制限令に基づく道路の指定及び車両の通行方法(道路維持課)	6
建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定の更新(建築管理課)	6
平成16年長野県警察本部告示第48号(長野県警察本部の発注する自動車保管場所現地調査業務の一般競争入札に参加する者に必要な資格)の一部改正(交通規制課)	6
参議院長野県選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収入及び支出報告書の要旨(選挙管理委員会)	7

公告

長野県公債の償還(財政改革チーム)	11
長野県希少野生動植物保護条例に基づく指定希少野生動植物及び特別指定希少野生動植物の縦覧(環境自然保護課)	11
特定非営利活動法人の設立の認証申請(2件)(生活文化課NPO活動推進室)	12
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧(2件)(産業振興課)	13
普通肥料の検査結果の公表(農業技術課)	14
知事表彰(監理課)	14
都市計画区域の変更(都市計画課)	14
平成17年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施(建築管理課)	14
建築協定の変更の認可(建築管理課)	15
一般競争入札(2件)(危機管理・消防防災課)	15
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催(2件)(生活保安課)	17



不動産登記法の施行等に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布します。

平成17年2月28日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第4号

不動産登記法の施行等に伴う関係規則の整理に関する規則

(食品衛生に関する条例施行規則等の一部改正)

第1条 次に掲げる規則の規定中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(1) 食品衛生に関する条例施行規則(昭和25年長野県規則第75号)第4条第2号及び第3号

(2) 知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和31年長野県規則第51号)第3条、第4条第1項、第11条第7号及び第12条第2項

(3) 建築基準法施行細則(昭和35年長野県規則第63号)第24条の2第7号、第24条の3第6号並びに第24条の5第1項第2号及び第2項第4号

(4) 農業協同組合法施行細則(昭和37年長野県規則第45号)第16条

(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和47年長野県規則第1号)様式第14号、様式第15号及び様式第16号

(6) 市町村土地開発公社の設立及び監督に関する規則(昭和48年長野県規則第30号)第4条第1項及び第9条第1項第8号

(7) 建築士法施行細則(昭和50年長野県規則第16号)第15条の2第2項第1号

(8) 長野県希少野生動植物保護条例施行規則(平成15年長野県規則第63号)第26条第2項第2号

(クリーニング業法施行細則等の一部改正)

第2条 次に掲げる規則の規定中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(1) クリーニング業法施行細則(昭和29年長野県規則第8号)様式第2号

(2) 長野県県税に関する規則(昭和34年長野県規則第67号)第61条の3第2号及び第3号、第101条第2号、第116条の3の2第1項第2号並びに第116条の4第6項

(3) 私立学校等の設置の手続等に関する規則(昭和59年長野県規則第2号)別表第1の1の項

(4) 危険動物の飼養及び保管に関する条例施行規則(昭和60年長野県規則第9号)第5条第3項第5号

(5) 浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例施行規則(昭和60年長野県規則第26号)第2条第2項第3号

(6) 特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成10年長野県規則第36号)第9号及び第11条

(美容師法施行細則の一部改正)

第3条 美容師法施行細則(昭和33年長野県規則第56号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。
様式第3号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(理容師法施行細則の一部改正)

第4条 理容師法施行細則(昭和33年長野県規則第57号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

様式第3号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(温泉法施行細則の一部改正)

第5条 温泉法施行細則(昭和38年長野県規則第43号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「土地登記簿謄(抄)本」を「登記事項証明書」に改める。

様式第9号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律施行細則の一部改正)

第6条 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律施行細則(昭和42年長野県規則第39号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第15号中「登記簿(土地台帳)の謄本又は抄本」を「登記事項証明書」に改める。

(都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則の一部改正)

第7条 都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則(昭和46年長野県規則第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「(不動産登記法(明治32年法律第24号)第17条に規定する地区)」を削り、同条第2号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第16条中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月7日から施行する。

(経過措置)

2 不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成16年法律第124号)第53条第8項(同法第89条第3項及び同法以外の法令において準用する場合を含む。)の規定により登記事項証明書とみなされる登記簿の謄本は、次の各号に掲げる規則の規定に規定する登記事項証明書とみなす。

(1) 第1条の規定による改正後の同条第1号、第2号及び第4号から第8号までに掲げる規則の規定

(2) 第2条の規定による改正後の同条各号に掲げる規則の規定(同条の規定による改正後の長野県県税に関する規則(以下「新県税規則」という。)第61条の3第3号を除く。)

(3) 第3条の規定による改正後の美容師法施行細則様式第2号及び様式第3号

(4) 第4条の規定による改正後の理容師法施行細則様式第2号及び様式第3号

(5) 第5条の規定による改正後の温泉法施行細則(以下「新温泉法施行細則」という。)様式第9号

3 不動産登記法(平成16年法律第123号)附則第5条の規定により登記事項証明書とみなされる登記簿の謄本は、次の各号に掲げる規則の規定に規定する登記事項証明書とみなす。

(1) 第1条の規定による改正後の同条第3号に掲げる規則の規定

(2) 新県税規則第61条の3第3号

(3) 新温泉法施行細則様式第1号

(4) 第6条の規定による改正後の入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律施行細則様式第1号及び様式第15号

(5) 第7条の規定による改正後の都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則第3条第2号及び第16条

情報公開課

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年 2月28日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第5号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則(昭和50年長野県規則第16号)の一部を次のように改正する。

第9条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定試験機関(法第15条の17第1項の規定により知事が指定する者をいう。以下同じ。)が建築士試験事務(二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務をいう。以下同じ。)を行う場合において第11条第3項に定める方法により受験の申込みを行わせるときは、第1項の規定による申請は、指定試験機関の定めるところにより、指定試験機関の定める電子情報処理組織を使用して行うものとする。

第11条の見出しを「(受験の申込み)」に改め、同条第1項中「(法第15条の17第1項の規定により知事が指定する者をいう。以下同じ。)」及び「(二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務をいう。以下同じ。)」を削り、同条に次の1項を加える。

3 指定試験機関は、前項の受験申込書の提出に代えて、指定試験機関の定めるところにより、指定試験機関の定める電子情報処理組織を使用して建築士試験の受験の申込みを行わせることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

建築管理課

金属くず商及び金属くず行商に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年 2月28日

長野県公安委員会委員長 宮下 行一

長野県公安委員会規則第2号

金属くず商及び金属くず行商に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(金属くず商及び金属くず行商に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 金属くず商及び金属くず行商に関する条例施行規則(昭和32年長野県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号及び様式第1号中「登記簿抄本」を「登記事項証明書」に改める。

(年少者に対しテレホンクラブ等営業の利用を誘発する行為の規制に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 年少者に対しテレホンクラブ等営業の利用を誘発する行為の規制に関する条例施行規則(平成11年長野県公安委員会規則第

3号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項第2号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月7日から施行する。

(経過措置)

2 不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成16年法律第124号)第53条第8項(同法第89条第3項及び同法以外の法令において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により登記事項証明書とみなされる登記簿の抄本は、第1条の規定による改正後の金属くず商及び金属くず行商に関する条例施行規則第2条第2号及び様式第1号に規定する登記事項証明書と、同法第53条第8項の規定により登記事項証明書とみなされる登記簿の謄本は、第2条の規定による改正後の年少者に対しテレホンクラブ等営業の利用を誘発する行為の規制に関する条例施行規則第2条第3項第2号に規定する登記事項証明書とみなす。

生活安全企画課



長野県告示第82号

平成11年長野県告示第182号(環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令に基づく騒音に係る環境基準の類型及び地域の指定)の一部を次のように改正し、平成17年4月1日から施行します。

平成17年 2月28日

長野県知事 田中康夫

本則の表のAの項中「松本市の項」を「松本市1の項」に、

「第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 付表の佐久市の項の地域」

を

「第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 付表の佐久市の項の地域」

に、

「南安曇郡穂高町 第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 付表の南安曇郡穂高町1の項の地域」

「南安曇郡梓川村 付表の南安曇郡梓川村1の項の地域」

を

「南安曇郡穂高町 第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 付表の南安曇郡穂高町1の項の地域」